

横浜市 公共建築物の設計業務等 積算基準・要領

令和元年5月
横浜市建築局

改定について

本基準・要領は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」（以下、「国土交通省基準」という。）を基本とし、本市の状況に適合するよう作成している。

今回の改定では、国土交通省基準の改定に伴い改定する。

本基準・要領の適用は、令和元年5月1日以降、新たに「委託料の算定（確定）」を開始する設計業務等からとする。

改定の経過

昭和56年4月制定

昭和57年4月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

昭和58年4月部分改定（人件費単価）

昭和59年4月部分改定（人件費単価）

昭和60年4月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

昭和61年4月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

昭和62年4月部分改定（人件費単価）

昭和63年4月部分改定（人件費単価）

平成元年5月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成2年4月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成2年7月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成3年7月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成4年7月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成5年7月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成6年7月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成7年7月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成8年7月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成9年2月部分改定（工事監理委託料、常駐日数算定係数）

平成9年8月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成9年12月部分改定（諸経費率）

平成11年4月部分改定（工事監理委託料、人件費単価）

平成12年10月16日改正（建設省基準に準拠）

平成13年12月1日改定（人件費単価、業務人・日数）

平成14年8月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成15年8月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成16年8月部分改定（人件費単価、業務人・日数）

平成17年8月部分改定（業務人・日数）

平成19年5月改定（名称・構成、追加業務、図面目録方式②の削除、諸経費率、業務人・日数）

平成19年9月改定（手数料の考え方、依頼度の区分、業務人・日数）

平成21年8月改定（人件費単価）

平成22年4月改定（延べ面積により業務量を算定、改修工事の算定基準限定）

平成22年8月改定（建築物の類型の変更）

平成26年10月改定（建築物の類型の変更）

- 平成29年5月改定 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴う適合性判定手続き業務に対する業務人・時間数の変更)
- 令和元年5月改定 (諸経費率・技術等経費率の変更、積算業務に係わる業務人・時間数の変更、改修工事の図面目録方式による算定方法の変更、建物類型による一般業務に係る標準業務人・時間数算出に係る係数及び業務細分率の区分の見直し、追加業務の業務人・時間数の変更)

横浜市 公共建築物の設計業務等 積算基準

1. 目的

この基準は横浜市（以下「本市」という。）の公共建築物及びその附属施設（以下「本市の建築物等」という。）に係る建築物の設計、工事監理又は建築工事契約に関する事務（以下「設計等」という。）の業務を、建築設計事務所等に委託する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、平成31年国土交通省告示第98号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

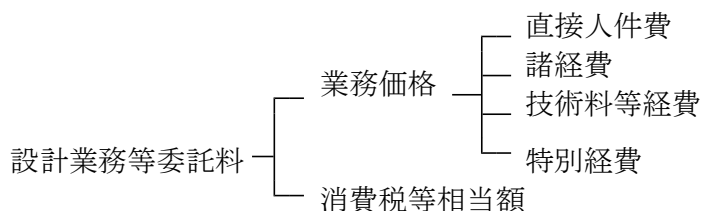
2. 適用範囲

この基準は、本市の建築物等に係る工事（新築、増築及び改修を含む）の設計等の業務に適用する。

3. 設計業務等委託料

3. 1 設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。



3. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

有効数字の扱いは、小数点以下を、切り捨てとする。

3. 3 設計業務等委託料の積算

設計業務等委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{(設計業務等委託料)} &= \text{(直接人件費)} + \text{(諸経費)} + \text{(技術料等経費)} + \text{(特別経費)} \\ &\quad + \text{(消費税等相当額)} \\ &= \text{(業務価格)} + \text{(消費税等相当額)} \end{aligned}$$

3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$\text{(直接人件費)} = \Sigma \{ \text{(業務人・時間数)} \times \text{(直接人件費単価)} \}$$

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$\text{(諸経費)} = \text{(直接人件費)} \times \text{(諸経費率)}$$

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$\text{(技術料等経費)} = \{ \text{(直接人件費)} + \text{(諸経費)} \} \times \text{(技術料等経費率)}$$

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への登録は特記によるが、登録する場合の業務カルテ登録料は特別経費にて計上する。

(5) 消費税等相当額消費税等相当額は、次式により算定する。

$$\text{(消費税等相当額)} = \text{(業務価格)} \times \text{(消費税等率)}$$

※ 業務価格は、万円単位とし、1万円未満を切り捨てる。

横浜市 公共建築物の設計業務等 積算要領

第1章 総則

1. 基本事項

本要領は、「横浜市 公共建築物の設計業務等 積算基準」に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。

2. 設計業務等委託料の積算に関する事項

2.1 業務人・時間数

- (1) 横浜市建築局「建築設計委託業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）及び横浜市建築局「建築設計委託業務特記仕様書」（以下「設計特記仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計特記仕様書で定める一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計特記仕様書で定める追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (2) 横浜市建築局「建築工事監理委託業務共通仕様書」（以下「工事監理共通仕様書」という。）を適用して工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（工事監理共通仕様書第2の1に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（工事監理共通仕様書第2の2に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (3) 複数の棟の設計業務、工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。
- (4) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。
- (5) 複数年度にわたる工事を対象とする工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

2.2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の免許取得後3年未満若しくは同法第2条第3項に規定する二級建築士の免許取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、横浜市が公表している「設計業務委託等技術者単価表」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。

横浜市の技術者単価は、次の横浜市ホームページ（道路局計画調整部技術監理課）による。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/roumu.html>

2. 3 床面積の合計

第2章2. 2又は4. 2における床面積の合計は、設計又は工事監理の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2. 2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

2. 4 諸経費率

諸経費率は、1. 1を標準とする。

2. 5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0. 15を標準とする。

2. 6 特別経費

特別経費には、営繕積算システム（RIBC2）使用料を含む。

3. 契約変更の扱い

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。
- (2) 計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。
- (3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

※「変更設計図書の作成」を監理業務に含める場合は、特記による。

第2章 業務人・時間数の算定方法

1. 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。なお、延べ面積に基づく算定方法は、新築・増築・改築工事に限る（一般の改修工事は、「本章3. 設計業務に関する算定方法2」によることとする。なお、耐震改修工事に関しては別の基準が有るので注意すること）。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から4. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）

2. 1 適用

この算定方法は、設計共通仕様書及び設計特記仕様書を適用し、建築物の新築・増築・改築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示98号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数
S：床面積の合計（㎡）

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & \quad \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(3) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第3項から第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表(ロ)設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

(4) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)から(3)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間数を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.2$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2.2(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合
32人・時間
- ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合
24人・時間
- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合
16人・時間

3. 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法)

3.1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

3.2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面1枚毎の業務人・時間数})$$

(2) 一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定

図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1判)とする。)毎の作成に必要な業務人・時間数は、建築改修工事分については(イ)、設備改修工事分については(ロ)に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面1枚毎の換算図面枚数については、(3)により算定する。

(イ) 建築改修工事分の設計に必要な図面1枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 12.540 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})$$

(ロ) 設備改修工事分の設計に必要な図面1枚毎の業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 9.357 \times (\text{図面1枚毎の換算図面枚数})$$

(3) 図面1枚毎の換算図面枚数の算定

(イ) (2)に掲げる式における「図面1枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。

$$(\text{図面1枚毎の換算図面枚数}) = 1 \times (\text{複雑度}) \\ \times (\text{CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度})$$

(ロ) (イ)に掲げる式における「複雑度」は、別表2-1により設定することができるものとする。

(ハ) (イ)に掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面のCADデータ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0から1の範囲で、実情に応じて図面1枚毎に設定することができるものとする。

3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = 0.8872 \\ \times (\text{実施設計に係る業務人・時間数})^{0.796}$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3. 2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1. 0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

4. 工事監理業務に関する算定方法

4. 1 適用

この算定方法は、工事監理共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

4. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = \text{(一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & \quad \times (1 - \text{(対象外業務率)}) \end{aligned}$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A：業務人・時間数

S：床面積の合計 (㎡)

また、「対象外業務率」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(ロ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(2) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第4項及び第5項の各表の(イ)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表(ハ)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、(イ)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

(3) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)及び(2)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

4. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容(工事種目、工種数等)、規模(対象面積・階数等)、施工条件(入居者の有無、作業時間の制約等)等の条件を勘案して算定する。

4. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

工事間の調整や設計変更業務、完成図等の確認及び工事月報を確認する業務等、一般業務に該当しない業務を委託する場合は、各業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、建築工事分(総合及び構造の合計)については(イ)、設備工事分については(ロ)により算定することができるものとする。

(イ) 建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 0.0393 \times (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数})^{0.8718}$$

(ロ) 設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.008$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、4.2 (2) に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

5 基本構想委託業務に関する算定方法

5. 1 適用

この算定方法は、基本構想を作成する業務を委託する場合に適用し、5. 2または、5. 3のいずれかの方法による。

5. 2 業務人・時間数による方法

(1) 業務人・時間数は、基本構想の業務内容ごとに、次の表により算出する。

	基本構想の業務内容	業務人・時間数	計
1	設計対象となる建築物に 適応する敷地を選定するために 必要な各種の条件に関する調査 研究・企画業務	(1) 敷地の適応条件	
		(2) 各種法令上の制約条件	
		(3) 自然環境条件(土質、風向、日照等)	
		(4) 社会環境条件(交通、人口等)	
		(5) 建築物の配置計画上の条件	
		(6) 施工上の技術的条件	
2	設計対象となる建築物の用途、 規模、建築形式等の設計上の基本 的条件を確定するために必要な各 種の基礎的条件に関する調査研 究・企画等の業務	(1) 各種法令上の制約条件	
		(2) 敷地の立地条件	
		(3) 経営採算上の条件	
		(4) 自然的環境条件	
		(5) 社会的環境条件	
		(6) 建築物の配置計画上の条件	
		(7) 施工上の技術的条件	
		(8) 測量、実測、建築物の鑑定等	
3	設計対象となる建築物が要する 工事費予算を確定するために必要 な業務	(1) 概略設計による工事費の概算	
		(2) 経営採算上の条件に関する調査 研究	
		(3) 工事費の事例に関する調査研 究	
4	設計対象となる建築物が周辺環 境に及ぼす影響を事前に把握す る業務		

(2) 基本構想業務委託料の算定

「横浜市 公共建築物の設計業務等 積算基準」 3. 3 設計業務等委託料の積算による。

5. 3 見積りによる方法

見積りにより算出する。

第3章 対象外業務率の考え方

1. 対象外業務率を設定できる条件

1. 1 設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 1に定めるところにより設定することができるものとする。

1. 2 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 2に定めるところにより設定することができるものとする。

2. 対象外業務率の設定の考え方

2. 1 設計業務の対象外業務率(第2章2. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合（以下「項目別対象外業務率」という。）を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

2. 2 工事監理業務の対象外業務率(第2章4. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

ただし、工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、(1)及び(2)に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率を、別表2-4に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができるものとする。

(1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

(2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」
- ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査書類の作成等

別表 1 - 1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数						
			設計			工事監理			
			総合	構造	設備	総合	構造	設備	
第一号	第1類	130 m ² ≤ S ≤ 67,000 m ²	係数 a	14.409	2.0738	1.3217	2.1100	0.0675	0.6924
			係数 b	0.5092	0.6528	0.6565	0.6290	0.8629	0.6061
	第2類	3,200 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138
			係数 b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	1.7919	1.5395	0.4703	1.5843	0.2141	0.2656
			係数 b	0.8211	0.7414	0.8876	0.7433	0.7621	0.7982
	第2類	430 m ² ≤ S ≤ 39,000 m ²	係数 a	9.6061	2.6989	1.4421	1.5843	1.5924	1.7281
			係数 b	0.7027	0.7242	0.8321	0.7433	0.6055	0.6631
第三号	第1類	340 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ²	係数 a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数 b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
	第2類	3,500 m ² ≤ S ≤ 49,000 m ²	係数 a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952
			係数 b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 48,000 m ²	係数 a	1.3922	1.1125	0.7941	0.8301	0.3220	0.2062
			係数 b	0.9559	0.8297	0.9166	0.8679	0.7929	0.9201
	第2類	390 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	10.949	3.9794	0.7941	4.2100	1.4033	0.2062
			係数 b	0.7691	0.7147	0.9166	0.7365	0.6720	0.9201
第五号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 23,000 m ²	係数 a	5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数 b	0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
	第2類	1500 m ² ≤ S ≤ 80,000 m ²	係数 a	16.474	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数 b	0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第1類	190 m ² ≤ S ≤ 93,000 m ²	係数 a	1.7686	0.3925	0.3359	0.4088	0.0934	0.0915
			係数 b	0.9108	0.9631	0.9892	0.9379	0.9762	0.9822
第七号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 35,000 m ²	係数 a	3.4519	1.0775	1.2988	1.0661	0.1855	0.3565
			係数 b	0.8964	0.8682	0.8868	0.8967	0.9223	0.9028
第八号	第1類	1,400 m ² ≤ S ≤ 62,000 m ²	係数 a	8.8042	6.9841	3.2411	2.1103	1.0055	1.7085
			係数 b	0.7796	0.6323	0.7630	0.7806	0.6929	0.6743
	第2類	910 m ² ≤ S ≤ 33,000 m ²	係数 a	27.977	5.4957	10.760	6.2629	0.6661	2.4718
			係数 b	0.6711	0.6848	0.6697	0.6819	0.7519	0.6758
第九号	第1類	790 m ² ≤ S ≤ 9,500 m ²	係数 a	2.9222	1.0259	0.6062	0.6105	0.1885	0.1538
			係数 b	0.8921	0.8371	0.9712	0.9422	0.8822	0.9713
	第2類	4,400 m ² ≤ S ≤ 46,000 m ²	係数 a	1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538
			係数 b	1.0536	0.8371	0.9712	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第1類	260 m ² ≤ S ≤ 13,000 m ²	係数 a	8.6230	2.6875	1.8553	1.3190	0.1256	0.2241
			係数 b	0.7706	0.7150	0.8269	0.8441	0.9073	0.9121
	第2類	4,200 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	10.703	12.060	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241
			係数 b	0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121
第十一号	第1類	140 m ² ≤ S ≤ 17,000 m ²	係数 a	1.6720	0.3801	0.3274	2.2861	0.1765	0.1260
			係数 b	0.9593	0.9814	1.0367	0.7833	0.8899	0.9986
第十二号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 6,400 m ²	係数 a	6.1008	3.0896	1.2906	7.0433	1.5248	0.5688
			係数 b	0.8633	0.7812	0.9222	0.6876	0.6802	0.8831
	第2類	410 m ² ≤ S ≤ 27,000 m ²	係数 a	6.5589	4.1855	4.6036	7.8034	1.5071	1.5588
			係数 b	0.8899	0.7699	0.8037	0.7171	0.7059	0.7773

別表 2-1 改修工事の設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数	図面の複雑度			複雑度に係る係数
建築	A	簡易	0.6	設備	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0		B	標準	1.0
	C	複雑	1.4		C	複雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表 2-2 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野	第 1 類			第 2 類			
		総合	構造	設備	総合	構造	設備	
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成		0.09	0.07	0.06	0.09	0.08	0.07
(6) 概算工事費の検討		0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.30	0.33	0.30	0.30	0.32	0.28
(ii) 建築確認申請図書の作成		0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	
(5) 概算工事費の検討		0.03	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06

別表 2-3 工事監理業務に関する業務細分率

	業務内容の項目	業務分野	総合	構造	設備
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.02	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.08	0.08	0.08
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.19	0.19	0.20
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.04	0.06
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.15	0.22	0.18
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.07	0.07	0.06	
(6) 工事監理報告書等の提出		0.07	0.05	0.06	
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02	0.02	0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		0.04	0.02	0.03
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.07	0.05	0.07
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.03	0.04	0.03
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02	0.02	0.02
(6) 関係機関の検査の立会い等		0.04	0.03	0.04	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01	

別表 2-4 工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率

	業務内容の項目		対象外業務細分率
工事監理に係る対象外業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.01
		(ii) 質疑書の検討	0.02
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.01	
(6) 工事監理報告書等の提出		—	
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.00
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.01
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02
(6) 関係機関の検査の立会い等		0.00	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	